

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2325号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

閑話休題

地方経済の命綱となってきた公共事業がまるで「諸悪のモト」のように言われ始めた。国松善次氏(滋賀県知事)の指摘するように「公共事業は冬の時代」という印象があるが、どんなに北風が冷たくても、その時期に種子を蒔かねば収穫できない果実もある」のが正論で、下水道から情報インフラまで、国民生活の基盤整備には、まだまだ力ネと時間がかかる。したがって、特定の人物や事業をよってたかつて叩く「サンドバッグ社会」の空虚な音から冷静に仕事は進められるべきだが、同じ「共」の仕事でも老人の保健や福祉



夏まっさかり

の分野では、「市場の眼」を取り込んだ方が仕事はすすめやすく、内容は充実することを、坂本昭文氏(鳥取県西伯町町長)が提言している。

この提言は、『自治総合研究』という専門誌に載ったものだが、行

しなやかな行政

政経験に裏付けられた久しぶりの名論文である。

「もともと介護サービスは現金給付で行う社会保障制度とは違い、画一的な基準で供給できるものではなく(つまり制度措置にはもともと馴染まない)ので 草柳(

家族や地域社会の実情に応じて供給する必要があるから現物給付を行うには地方自治体が最も適している。」

この発想を起点とした坂本氏の施策は住民に支持され、さまざまな福祉の花を咲かせてゆくのだが、「制度措置」の役割を「支援装置」に変えると、住民は「傍聴」から「参画」へ、財

源は「国の補助金から地域住民の資産」へ、役場の職員は「牧民官」から「護民官」へと、行政がたちまちしなやかになってゆくのに、私は暑さを忘れた。

(評論家 草柳大蔵)

もくじ

活 動	13年度政府予算編成・施策で要望 = 全国町村会	(2)
政 策	平成12年度普通交付税大綱決まる	(5)
フォーラム	電子地方政府 綾南町をめざして = 香川県綾南町	(6)
情 報	新任都道府県町村会長の略歴 (神奈川県・山梨県)	(8)
随 想	文化村づくり	沖縄県読谷村長 安田慶造.....(10)
情 報	政策レーダー	(11)

十二年度政府予算編成・施策で要望



理事会（七月二十八日開催）

全国町村会は、七月二十八日全国町村会館で理事会（都道府県町村会長会議）を開催し、「平成十三年度政府予算編成ならびに施策に関する要望」と、「市町村合併に関する緊急要望」を決定、会議終了後、各都道府県町村会長による地元選出国会議員に対する要望運動を行うとともに、関係省庁及び国會議員全員に同要望書を提出した。

全国町村会の政府予算に対する要望運動は、政府の予算編成及び施策に本会要望事項を的確に反映させるべく、各省庁の概算要求作業の状況をにらみつつ実施しており、第一次要望（町村週報第三三二〇号に全文掲載）は去る六月二十三日に決定し、本会役員が政府、国会等関係方面に要請活動を行ったところである。

今回の要望は、先の要望にその後の状況の変化等を勘案して若干の字句修正と追加を行ったものであり、要望事項は本誌第三三二〇号に掲載したものとほぼ同文であるので、本号では新規追加事項及び重点事項について掲載する。

また、「市町村合併に関する緊急要望」は、与党が市町村合併を進めるにあたって、市制施行の適用条件

を緩和しようとしていることを踏まえ、緊急に要望を行ったものである。

【追加事項】

本誌第三三二〇号の四頁二段、三段目の「四、町村税財源の充実強化（1）地方税は、・・・」の最後に「また、いわゆる環境税制を導入する際には、環境対策に係る町村の財政負担を勘案し、地方税とすること。」を付け加える。

また、同項の③に次の一項を追加挿入し、前要望の③以下を順次繰り下げる。「③個人住民税の均等割りの税率を引き上げること。」

五頁二段～三段目の「四、ペイオフ凍結解除後における地方公共団体の公金預金の保護」のあとに次の項を新規に挿入し、前要望の「五、」以下の各項を順送りとする。

「五、情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応した情報化施策の推進 近年の情報通信技術（ＩＴ）の進展に伴い、これに的確に対応することによって、町村の行政事務の効率化・迅速化を図る必要性が生じてきている。」

よって、今後、町村において情報

活 動

化施策を推進していくため、国は次の事項を実現されたい。

- 1、行政事務の効率化・迅速化及び国・地方の行政情報の共有の推進をはかるため、国の行政ネットワークと接続する地方公共団体のネットワーク（総合行政ネットワーク）の構築が必要であり、そのための支援措置を講じること。
- 2、情報通信格差の是正をはかることもに、高度情報通信社会の進展に対応した地域の情報化を促進するため、光ファイバー網、移動体通信、情報拠点施設及びCATV等の高度

情報通信基盤の整備等を推進すること。

- 3、地域住民が不便なく情報化の成果を利用することを可能にする町村の取組を推進するとともに、複数の町村が行う情報システムの共同開発事業や複数の町村が共同して情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応する必要がある事業に対して支援すること。
- 4、町村が地理情報システム（GIS）を活用し、国土空間データ基盤を把握することにより、事務事業の効率化を図るとともに、災害時におけるライフライン等の情報の一元的

な把握を可能とするため、地域レベルの地理情報システム（GIS）の整備、普及の促進に格別の支援措置を講じること。」

十七頁三段目の「二六、戸籍制度等の抜本的な見直し」のあとに次の項を新規に挿入し、前要望の「二七、」以下の各項を「一九、」以下に順送りとする。

「二八、住民訴訟制度の改善

地方分権一括法が施行され、地方公共団体が一定の住民監視の下で自己責任の原則を踏まえた行政運営にあたることは、財務会計管理の受当性や健全正当を確保する上で一層重

要になっている。

しかしながら、近年の住民訴訟の実態を見ると、政策判断の可否を対象としたものや長や職員個人に対する巨額の損害賠償事件として争われるものが相当数にのぼるなど、地方公共団体においては積極的な施策の展開や円滑な行政執行に支障を来している場合も少なくない状況であり、現行の住民訴訟制度に関しては、早急に見直しを行う必要がある。

よって、国は住民訴訟制度の見直しに際しては、住民監視機能の有用性を維持しつつ、地方公共団体が地域住民と相互に補完しながら信頼と協力関係を醸成し、分権時代に相応しい個性的で活力あふれる施策の展開と円滑な行政運営の推進に資するよう、制度の改善・充実に向け関係法令等の早急な整備を図られたい。」

市町村合併に関する緊急要望

全国町村会がかねてから、市町村合併は強制ではなく、自主的合併でなければならぬと主張してきた。

仄聞するところによると、与党においては町村合併を行う場合の市となる人口要件を「三万人以上」に緩和するとともに、連たん戸数の要件を適用しないことも検討されているようである。

地方自治法第八条第一項には市となるべき人口要件等が規定されているが、既に平成十年十二月の合併特例法の改正により「五万人以上」が「四万人以上」とされており、更に要件を緩和するとすれば、市と町村

を区分けする法の趣旨が極めて曖昧となる。

もとより町村は、限られた財源の中で地方分権にふさわしい地域社会の構築と住民福祉の向上のため、住民と行政が一体となって行財政改革等に積極的に取り組んでいるところである。

国・地方を通じた極めて厳しい財政状況の下、真の地方分権型社会を確立するためには、国は、まず、地方出先機関の原則廃止、国庫補助負担金の整理合理化等を積極的に進めるとともに、更なる権限移譲と地方財源の充実・確保を図るべきであ

る。

市町村合併は、条件が整った地域から住民合意の下、自主的に行われるべきものであり、地域の実情を無視した性急な合併は、かつての経験に鑑みても、行政サービスの低下や地域格差の拡大につながる懸念が懸念され、絶対行ふべきではない。

国においては、市町村合併を進めるに当たって地域住民の意思を十分に尊重し、真に自主的なものとなるよう強く要望する。また、都道府県による合併推進要綱の提示等が、強制合併につながることはないよう十分配慮すること。

【重点事項】

1、地方分権の推進

① 地方税・地方交付税等地方一般財源を確保するなど、必要な措置を講ずること。

② 今後、一層の事務・権限の移譲を推進すること。

③ 権限移譲の「受け皿」整備の見地から市町村の合併を強制することのないよう十分に留意すること。

④ 市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは絶対行わないこと。

活 動

2、町村財政基盤の強化

① 地方税源について、所得税の移譲や地方消費税の拡充等による充実強化を図ること。

② 株式の売買による譲渡益課税について、規定方針通り実施すること。

③ 地方交付税所要額を安定的に確保すること。

④ 財政投融资制度の改革後においても、地方債資金の調達に支障の生じないよう必要な措置を講じること。

3、介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度を安定的に運営するためには、町村の意見を重視することとはもとより、国、都道府県がその役割を十分に果たすことが必要。

① 保険料について

○ 低所得者に対する保険料の減免措置を講じるとともに、同措置に係る財政補填制度の創設。

○ 第一号保険料にかかる特別徴収の範囲を拡大すること。

○ 介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険の収納低下により生じる歳入欠陥については、全額国費により補填すること。

② 財政調整について

○ 調整財源の5%は、二五%の外枠とし、必要額を措置すること。
○ 財政安定化基金については、国及び都道府県の負担とすること。

③ 要介護認定について

一時判定に用いるソフトの精度向上を図るとともに、痴呆症状の実体に即したソフト開発を行うこと。
④ 家族介護に対する評価について
○ 家族介護に対する現金給付を行うこと。

○ 同居家族に対する訪問介護に係る基準について、時間規制二分の一要件は削除すること。

⑤ 介護基盤の整備について

○ 介護基盤整備については、人材の育成・確保に係る支援策を含め十分な財政措置を講じること。

○ 都道府県が行う介護医療型施設の指定にあたっては、市町村介護保険事業計画が十分に反映されるよう措置すること。

⑥ その他

養護老人ホーム等の施設入所者に対して、住所地特例を適用すること。

4、国民健康保険制度の抜本的な改革の実現

各種医療保険間における負担と給付の公平化を図るため、医療保険制度の一本化を早急に実現すること。

また、一本化が実現するまでの間、制度の維持運営に支障をきたさないよう、国庫負担の拡充等十分な財政措置を講じること。

5、食料自給率目標達成のための施策の確立

二十一世紀において、国民に安全

性の高い食料を安定的に確保するためには、近年の自給率の低下傾向に歯止めをかけ、主要先進国の中で、最も低い水準にある自給率の向上を図ることが必要である。したがって、「食料・農業・農村基本計画」において示された食料自給率の目標を確実に達成するため、国内農業生産振興対策を抜本的に強化するとともに食料消費については、食品の廃棄や食べ残しの削減等食生活の見直しについて周知・普及をはかること。

6、新たな林業基本法の制定

近年、森林・林業に対する国民の要請、森林資源の状況、木材の需要構造等において、昭和三十九年の林業基本法制定時と大きな変化が生じているため、森林を社会全体で支えるという理念のもとに、現行の林業政策の見直しを行い、国土保全、水資源かん養等公益的機能の持続的発揮、安定した森林の管理・経営システムの構築を目指す新たな林業基本法を制定すること。

7、水産基本法（仮称）の制定

新しい海洋秩序時代を迎えた我が国の水産政策について抜本的に見直し、水産資源の適切な管理と持続的利用を基本としつつ、水産物の安定供給や地域振興等を含めた政策全般を再構築することが必要である。

8、農林水産業の特性に配慮したWTO交渉への対応

WTO農林水産物交渉に当たっては、農林水産業の有する多面的機能の重要性に配慮した新たな国際ルールを実現するとともに国内の農林水産業経営に支障が生じる恐れのある関税の引き下げ等は行わないこと。

八月十四日、二十一日付の「町村週報」は休刊させていただきます。
次号は八月二十八日発行です。

選ぶなら東洋の

元金保証 安全・确实 **ビッグ**

〈収益満期受取型〉●2年・5年●1万円単位●設定日から1年以上たてば、中途換金も可。

東洋信託銀行

本店 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1の4の3 ☎03(3287)2211



政 策

平成12年度 普通交付税大綱決まる

市町村分は
対前年度比0.7%増

総額で 20兆 1,222億円

平成十二年度の普通交付税大綱は七月二十四日の閣議に報告され、公表された。
これによると、平成十二年度の普通交付税総額は、二〇兆一、二二三億円で、平成十一年度に比べ五、〇九八億円の増、二・六%の増となっている。このうち道府県分は、一兆三、六九三億円で四・一%の増、市町村分は八兆七、五二九億円で〇・七%の増となった。この結果、道府県と市町村の配分割合は、それぞれ五六・五%と四三・五%となり昨年度に比べ〇・八ポイント分道府県の

算定結果総括表（財源不足団体）

区 分	道 府 県 分			市 町 村 分		
	平成12年度 A	平成11年度 B	伸 率 A / B - 1	平成12年度 C	平成11年度 D	伸 率 C / D - 1
基準財政需要額						
経 常	139,227	135,629	2.7	146,936	145,570	0.9
投 資	46,831	(47,246)	(0.9)	59,422	(60,824)	(2.3)
公 債 費 等	17,266	(15,534)	(11.1)	16,409	(15,408)	(6.5)
計	203,324	198,409	2.5	222,767	221,802	0.4
基本財政収入額	89,532	89,101	0.5	135,130	134,826	0.2
交付基準額	113,792	109,308	4.1	87,637	87,035	0.7
普通交付税額	113,693	109,204	4.1	87,529	86,920	0.7

- (注) 1 普通交付税の総額は20兆1,222億円で、平成11年度に比べ5,098億円の増、2.6%増となっている。
2 本表は平成12年度における財源不足団体について作成している。ただし、平成11年度の交付基準額及び普通交付税額は、平成11年度の財源不足団体の額となっている。
3 基準財政需要額欄の()書きは、平成12年度において「投資的経費」から「公債費等」へ移し替えられた補正予算償還費等に係る平成11年度の需要額相当額を「公債費等」に移し替えて計算した場合の係数である。
4 交付基準額と普通交付税額との差は調整額である。

配分割合が増加しているが、これは介護保険制度の実施に伴う高齢者保健福祉に係る経費負担割合の変更等によるものとされている。
各団体の普通交付税は、介護保険関係費目（高齢者保健福祉費等）や公債費、法人関係税（市町村民税法人税割）及び固定資産税の伸び率の相違等により、団体間で伸び率に相当の差が生じていまも特徴となっている。

また、不交付団体の数は、昨年度

に比べ七団体減少して七十八団体（道府県一、市町村七七）となっている。町村では二町が不交付団体となり、三町が交付団体となったため不交付町村は、四十団体となった。
なお、算定方法の明確化の一環として、保健衛生費、社会福祉費、高齢者社会福祉費などについて、昨年度に引き続き段階補正（人口四、〇〇〇人未満、二、〇〇〇人未満）について一部見直しを行っている。

市町村分の基準財政需要額につい

ては、公債費による増加が見られる一方単独事業の減少に伴い投資的経費の減少も見られる。基準財政収入額については、郵便貯金の大量満期により利子割交付金の増収が見られる一方で不況の影響により市町村民税法人税割の減収が生じている。
また、昨年度より、恒久的減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための地方特例交付金の今年度の交付総額は九、一四〇億円で、そのうち市町村分は、六、六三三億円となった。

地方交付税の算定について地方団体の意見の反映、算定過程の明確化のため地方団体は地方交付税の算定方法について意見を申し出ることが出来ることを制度化する地方交付税法の改正が行われた。この意見提出権（地方交付税法第一七条の四）により提出された意見は、六十項目にのぼり、このうち、介護保険給付費に係る密度補正の新設など十四項目について改正が行われた。

職員のための共済制度

■住宅火災共済■

わずか70円(年額)の掛金で10万円を補償します。

■自動車共済■

普通自動車が、わずか31,000円(年額)の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。

全国町村職員生活協同組合

平成1年度 地域づくり自治大臣表彰

優良情報化団体・行政情報化部門

現地レポート

香川県

りょう なん ちょう
綾 南 町

町役場

電子地方政府 綾南町をめざして

綾南町は、香川県のほぼ中央、

県都高松市から南西一七kmに位置し、標高二〇〇〜三〇〇mの小山に囲まれ、東南部から西北部には県下最長の綾川が流れています。

年間を通じて温暖な気候で雨が少なく、香川県特有の溜め池の数も七〇〇箇所を超え、県内でも多い方です。また、高松市、高松空港、四国横断自動車道高松西インターのどこに行くにも近く、また私鉄電車も通り、道路も非常にアクセスが良く交通至便な環境に位置しております。農業を基幹とした田園地帯も急激に宅地化され、住宅都市化・混在化によるベッドタウン化が急速に進行しており、人口も二万人に近づいております。またうどんの発祥の地でもあり、「うどん会館」なるうどんづくりの体験ができる施設もあります。

始まりは汎用機主体

今から十数年前、綾南町は住基・税システムを当時としては珍しく自己単独導入しました。電算室を設置し、汎用機主導型での住民票・印鑑・税オンラインによるシステムを稼働させ、運用等検討するSE的な仕事から直接プログラムを作成したり、パンチ作業まで電算室の職員で幅広く行っていました。また、汎用機のリブリースを



随時行い、オンラインシステムを十数余り追加稼働させ、多いときには全職員の約五％、六名もの電算職員が処理をしていました。このため綾南町は県内でも基幹業務の電算化に対しては進んでいた方だと思われれます。ただ、電算化したものの運用面では問題も多く現場担当者への要求通りにはいかず、結果職員の負担も大きくなっていました。一方でワープロの導入は県内では最も遅くまた台数も少なかったため手書きの書類も多く、庁内のOA化には非常に遅れをとっていました。このため、町としてこのままではどうにもならなくなりいずれ必ず運用に重大なる支障をきたすと感じ、危機からの脱出、またさらなる飛躍を目指し検討を開始しました。

インフラ指向から目的指向へ

まず、何故このような状況になったのか原因を調べました。その結果、原因として法改正の度に

フォーラム



画面

プログラム修正が発生するが、汎用機のシステム設計が綾南町独自の設計だったため、他町を参考に出来ず容易に対応できなかつた事、また電算室主導型のシステム構成、データをため込む事を主としたインフラ指向のシステム設計の為、時間外の端末の使用、非定型の出力など各課担当の要求に臨機応変に対応できず時代の流れに対応できていない事が浮彫りとなりました。またそれとは別に電算室職員にはいきなりシステム開発、及びシステム管理の技術を求められた為、職員の技術レベルが高いが、または急激に上がらないと全く仕事にならず各課担当の仕事に支障が出てしまうという問題がありました。このように綾南町



一人一台

には大量のデータを蓄積したインフラを作ってはいるものの活用法はエンドユーザーにまかしているインフラ指向となっており、各課職員にはそのデータを活用できるだけのハードもありませんでした。このような状況をふまえ、活用目的を明確にし、それに合ったデータを蓄積する目的指向を目指したシステムづくりが必要となりました。そしてその解決策を検討したところ次の二つのポイントに絞り込む事が出来ました。①システムは極力パッケージをそのまま使用し、法改正等の対応にも迅速にかつ臨機応変に対応出来るものを導入する。問題意識をはっきりとさせた目的指向のシステム設計とし、必要なものを迅速に利用できる体制にする。②EUC、EUD

の技術を活用し、各課担当者が自由に利用できるシステムを構築する。

パソコン一台で仕事が出る

そこで綾南町の歩んできた電算主導型の処理そのものが時代に合わなくなってきたという現状を見据え、電算化とO/A化を総合的な運用理念の元に合わせて導入すれば問題は解決できると判断しました。その方法として汎用機を残した方法では難しいことがわかり、パソコンLANを導入する事によって可能になるという結論に至りました。そこで総合的なパソコンLANによる導入が平成九年度以降始まったのです。パソコン一



窓口

体制を確立し、これによりワープロ、表計算に始まりメール、インターネット、情報の共有といった一般事務から基幹業務の財務会計、住民票、税システム等といった基幹業務に至るまで担当者が席を移動することなく机に座ったまま行う事を可能にしました。また保育所や小中学校等の出先機関にまでWANで接続することによって一台のパソコンで二四時間リアルタイムに対応出来る様に整備しました。もちろん以上の全てはセキュリティを徹底し、職員の意識改革も同時進行で行いつつ実施されました。

職員の意識が変わる

実際に導入すると始めのうちは拒絶反応を示していた職員も序々に慣れ始め、予想外に多くの要望が上がりはじめようになり、実際にパソコンLANの運用面のみならず事務処理の流れそのものから考え直すケースも発生し順次対応を行いました。その結果、電算室で出力していた情報も、また庁内共通の情報も全職員が必要に応じて共通の情報をリアルタイムでいつでも画面で見える事ができるようになり、またその得た情報の加工も容易に行えるようになりました。職員によってはマク口を組んだり

情 報

ワークフローを変更したりして合理的な処理を自ら考えて行うようになり、情報を共有することに よって今まで各課毎に持っていた 情報も一元化でき各課間のつな がりも持つことができました。

綾南町情報化の今後

各職員もパソコンLANに慣れ、どのようにパソコンを使いこなせば仕事を円滑に進められるかを担当者それぞれが実際に検討し、また実際に行動に移す事が出来るようになりました。これからはもう一歩先をいく運用を目指しパソコンに使われるのではなく、使いこなした上での効率化を目指していききたいと思います。まだまだ多くの問題点はあるもののパソコンを入れたことによる職員の意識は着実に変わっています。これから先、住民基本台帳ネットワーク等といった全国的規模のものをはじめ、町民に対する情報提供の充実、同一LAN上における総合的GISの検討、ワンストップサービスにおける総合窓口、電子決済等の町で取り組んでいかなければならないものを検討しながら、来たるべき電子地方政府を視野にいれながら、行政の情報化を推進していききたいと思います。

(綾南町総務課・主事 小泉秀城)

新任都道府県町村会長の略歴

山梨県町村会は五月二十二日の定期総会で次のとおり会長を選出した。

山梨県町村会会長
南巨摩郡増穂町長



田中隼人
昭和七年六月十三日生

【住所】山梨県南巨摩郡増穂町小林 一八一番地の一

【町長に当選するまでの経歴】 増穂町議会議員 増穂町教育長

【町長としての当選回数】四回

【町村会関係の経歴】平成八年南巨摩郡町村会会長及び県町村会常任理事 六年山梨県町村会副会長

【主な業績】 小林工業団地造成・企業誘致 流域下水道浄化センター受入れと「公共下水道事業の着手」「文化会館建設」「長沢区画整理事業着手」 都市計画街路整備

保健・医療・福祉が一体となったふれあいの郷」建設・温泉掘削・「地域健康福祉センター」建設・高齢者健康増進施設建設・国民健康保険高齢

者保健福祉支援センター建設」甲州増穂まつり実施 第一回全国スポーツレクリエーション祭(グランドゴルフ)開催 全国健康福祉祭(弓道)開催 全国高校総体(女子バレー)開催 全国ソフトバレーフェスティバル開催

【趣味】読書、ウォーキング

【家族】父、長男夫婦、孫

神奈川県町村会は五月二十五日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

神奈川県町村会会長
津久井郡相模湖町長



小野澤茂明
昭和三年六月十七日生

【住所】神奈川県津久井郡相模湖町若柳七二一番地

【町長に当選するまでの経歴】昭和二十三年内郷村役場書記 三十二年相模湖町役場書記 五十二年助役 五十九年相模湖町長

【町長としての当選回数】四回

【町村会関係の経歴】平成五年神奈川県津久井郡町村会会長 九年神奈川県町村会副会長

【主な業績】 痴呆性老人一時入所開始 弁天橋完成 ねたきり老人等入浴サービス開始 内郷中学校校舎完成 屋内運動場完成 千木良小学校屋内運動場完成 内郷中学校プー

ル完成 千木良小学校校舎完成 公

共下水道基本計画策定 訪問看護制度スタート 公共下水道工事着工 千木良小学校プール完成 桂北公民館完成 桂北小学校プール完成 内郷小学校校舎完成 相模湖町民憲章制定 桂北小学校校舎及び屋内運動場完成 相模湖ふれあいパーク完成

町立林間総合公園テニスコート、ゲートボール場、駐車場完成 第五

三回国民体育大会かながわ夢国体ポーツ競技開催 林間総合公園全ス

ポーツ施設完成 さがみこ男女共同参画プラン策定 県立相模湖交流センター・町立相模湖記念館完成

【趣味】読書、囲碁

【家族】妻、長男夫婦、孫三人

情 報

「地域人材確保システム」情報誌名称募集!!

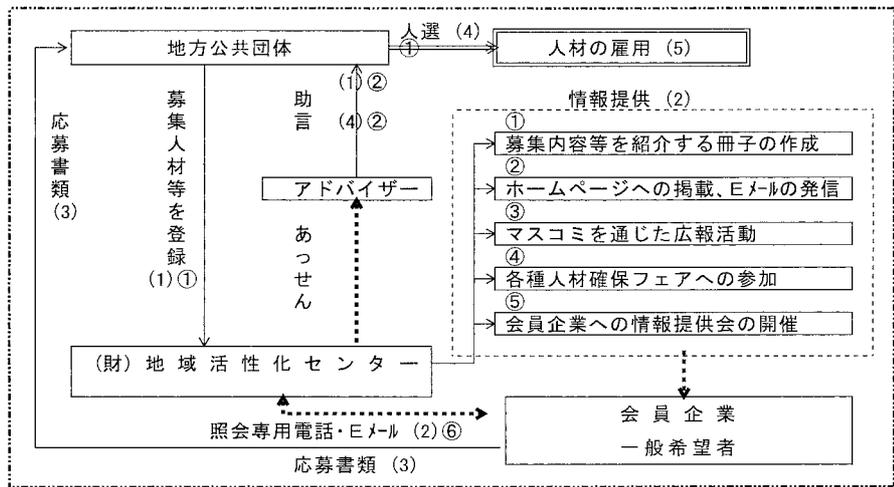
(財)地域活性化センターでは、本年十月より、地域人材確保システムをスタートさせることとなった。これは、地域を支え、地域の活力を生み出す人材の確保をはかるため、全国の地方公共団体などが実施する人材募集等の情報を、(財)地域活性化センターに登録し、情報誌やインターネット等の方法により全国に向けて情報提供を行うシステムである。

この度、当該システムのスタートに先立ち、広く周知するとともに、情報誌年四回発行予定)の名称が親しみやすいものとなるよう、名称を広く募集する。募集内容および応募方法については左記の通りです。

- 一、募集内容
「地域人材確保システム」より発行する、人材募集情報を掲載した情報誌の名称。
- 二、応募方法
官製ハガキ、FAX、e mailに、①情報誌の名称 ②氏名 ③住所 ④電話番号 ⑤性別 ⑥年齢 ⑦職業(⑧e mailアドレス)を明記する。応募点数の制限はなし。ただし、一枚(送信につき一点)のみ記入とする。
- 三、応募・問合せ先
〒103-0207 東京都千代田区日本橋二-三四 日本橋プラザビル二階 (財)地域活性化センター
地域人材情報システム
情報誌名称募集C係
e-mail ㈫03-5210-2122 ㈫03-5210-2755
jounou@chik-dukui-hyaka.or.jp
四、募集締切
平成十二年八月三日(木)必着
- 五、審査員
楓千里氏(JTB「旅」編集長)ほか 計三名
- 六、発表
九月月上旬に選考、採用作品は、リクルート発行「Uターン・インターン・ピーイング」誌上、(財)地域活性化センター発行「地域づくり」、ホームページ「地域づくり百科」等で発表予定
- 七、賞品
(1)採用作品(最優秀賞)には旅行券10万円分を贈呈(同名多数の場合には抽選)
(2)その他、応募者の中から抽選で以下の賞品を送付(各賞五名、計100名)
●【こうぼ賞】
酵母が活かしている各地の地ビール
●【引っ張り風賞】
蛸のしゃぶしゃぶ「ひっぱりだこ」
(北海道戸井町特産)
●【Uターン・インターン賞】
「Uターン・インターン・ピーイング」
●【ふるさと賞】
ふるさと小包便
一年六分六回発行

(参考) 地域人材確保システム

- 一 概要
地域を支え、地域の活力を生み出す人材の確保を図るため、地方公共団体が募集する人材等の情報を(財)地域活性化センターに登録し、各種の方法により情報提供を行う。
- 二 情報提供の手順(左図参照)
三 募集・確保する人材
① 地方公共団体のまちづくり、経済活性化等の企画担当職員
② 新産業創出等のアドバイザー、ベンチャー企業や第三セクターのための法務・経理専門家等
③ 技術移転コーディネーター
④ 地域ぐるみの青少年保護活動等の社会貢献活動の中核となる人材等
- 四 実施主体
(財)地域活性化センター



(問い合わせ先)
自治大臣官房企画室 ㈫03 5574 7215
(財)地域活性化センター ㈫06 5202 6135

随 想

文化村づくり



読谷村 復興局長
沖縄読谷村 安田慶造

随 想

読谷村(よみたんそん)は面積三五・一七平方キロメートル、人口約三万七千人で、毎年四百名程の増加を続けている村であります。一九七二年(昭和四十七年)の日本復帰で地域の七三%、現在でも四六%が米軍用地として使われ、言い換えれば行政が手を入れることの出来ない土地が約半分も存在すると言つてあります。そのような基地の村ではありますが、文化を中心としたむらづくりに村民一体となつて頑張っております。

さて、本村には他府県から行政関係者をはじめ沢山の方々にお越しいただいております。そして決まっております。質問されますのが、「三万の人口で、どうして村なのですか」、私は「どうして町にならなければならぬのか」と逆に考えるのです。本村のこだわりは後述することになりますが、本村の村づくりについて紹介申し上げます。

本村の復帰当時の目標は「人間性豊かな環境・文化村」づくりでありました。当時沖縄は「海洋博」に伴う、いわゆる開発ラッシュの社会状況下において、「環境」や「文化」を行政の基本方針に位置付けした自治体はほとんどなかったと記憶しております。三十年近くが経過した今日、「環境問題」を真つ先に論じなければならぬ時代になってまいりました。

「文化で飯が食えるのか」と議論する時代でもありましたが、時は移り村民も「文化」という言葉を日常会話の中でも使うようになってまいりました。

私達の「文化村」づくりは、「陶芸」と「織物」の二つの伝統工芸の振興を中心に展開してまいりました。そのひとつが陶芸振興としてのヤチムンの里(沖縄の言葉で「焼き物の里」)建設であります。かつて軍用地(不発弾処理場)として使われていた場

所を切り開き、四名の陶工を本村にお迎えし、昔ながらの「登り窯」にこだわって作陶してもらうことからスタートいたしました。地域活性化施策の一つとして、「人材の誘致」を行うことで新しい地場産業の創出に取り組んでまいりました。二十二年余りが経過した今、かつての不発弾処理による硝煙は、「平和の煙」に様変わりし、文化の拠点・交流の拠点として生まれ変わりました。

本村には登り窯が五基ありますが、読谷山焼の九連房と一三連房の登り窯は「ヤチムンの里」のシンボルとなり、村内に四十力所を越える窯元が立地、人間国宝も誕生するなど、沖縄陶芸の中心的役割を担うまでに発展してまいりました。今後の展開として、一帯の環境保全の準備をはじめております。

文化村づくりのもうひとつの柱は「読谷山花織(ユンタンザハナウイ)」という織物の振興であります。一四世紀後半に東南アジアから伝えられたとされるこの織物は、明治期に途絶えてしまいました。昭和三十九年に関係者のご努力により九十年ぶりに「幻の織物」が再興されました。

それ以後年々発展し、こちらも人間国宝が誕生するまでになりました。その間、行政として継続的に後継者育成を支援しながら、活動拠点となるセンターと三力所の地域工房を整備、本村の地場産業として日本各地に出荷されるまでに定着してまいりました。

「文化村」づくりは大変長い時間

がかかりました。だからこそ本物のむらづくりができると思えますし、光り輝くむらづくりになると思っております。文化を大事にすることは人間を大事にすることにもつながります。心のつながりは目に見えるものではありませんが、特に文化を通して人と人との交流は確かな人間関係を培い、そして何よりもそこに住む人々に自信や誇りを育みうる力があります。自分の古里に自信と誇りを持つことで町や村に魅力を感じ愛着を感じ、地域のために何かをやりたいという気持ちにきつととなると思えます。そういう気持ちを抱く住民が沢山いる地域は輝いており、人々も大変明るく元気があります。

自らの地域に自信と誇りを感じたとき、「町」や「村」と言う呼び方にこだわることの矛盾を感じるのではないのでしょうか。読谷村は全国で三番目に大きい「村」としての自信と、そして「文化村」としての誇りもち、あえて村(むら)にこだわっているわけでありませぬ。

呼び方の問題ではなく、そこに住む人々がいかに自分の地域に誇りを持てるかどうかによって地域は光り輝くのではないのでしょうか。

どうぞ沖縄にお越しの際は、読谷村へ是非お立ち寄り下さり、「文化の香り」を感じていただければ幸いに存じます。心からお待ち申し上げます。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

平成十二年度水資源白書発表

国土庁

国土庁は七月二一日、「平成十二年度日本の水資源」（水資源白書）を発表した。

この中で白書は、二一世紀に向けた水資源施策について触れ、従来、個別に進められてきた各種施策を今後流域単位に着目した総合化によって、持続発展可能な水活用社会を目指すこと等が必要と指摘した上で、以下の五つの視点から提言を行っている。

①「健全な水循環系の構築のための流域の視点」で、流域の関係者と一体となった取り組みの中で、水循環系と人間の営みが適切にバランスをとるような流域マネジメントを行うべきとするもの。②「水利用システムをより最適化する視点」で、水の循環性、経済性、環境との調和を視野に入れた、総合的な施策展開が必要であり、時代の各種変化に柔軟に対応した供給、利用を求めたもの。また、③「危機管理の視点」からは、通常時からの情報共有及び調整の場の設定の在り方、合意形成の方法等について検討し、危機時の対応が社会システムとして機能する施策の総合化の必要性を指摘するとともに、農業用水の弾力性に着目すべきとしていた。この他、④水がより正しく認識され、適切な対応が必要であるとし、水に関する基礎的な調査・研究を推進し、その結果を適切に関係者に提供することを求めた。「水に係る基礎的研究の実施及び得られた知見の総合化の視点」、⑤アジアを代表し、国際的な議論の場において総合的なビジョンを持ち、一定の役割を果たす「国際的な視点」等で国民的理解を得るための水資源施策の今後の課題として示されている。

公共事業予備費に関する 財政課長内かん

自治省は七月二十五日に平成十三年度の公共事業等予備費五、〇〇〇億円の配分が閣議決定されたのを受け、地方負担分の財政措置を示した財政課長内かんを都道府県及び政令市に通知した。

これによると、今回の公共事業等予備費の使用により追加される一般公共事業、施設費、災害復旧事業等投資的経費に係る地方負担額については、原則として地方債の充当率を一〇〇％（うち、八〇％を公債費方式、二〇％を単位費用により措置）とし、その元利償還金の全額について、後年度基準財政需要額に算入することとしており、地方債の対象とならない経費については、追加財政需要額の取り崩しにより対応することとしている。

また、地方単独事業の実施について、現在、景気は緩やかな改善を続けているものの、民間消費には依然として力強さが伴わず、雇用情勢も厳しい局面が続いているため、必要な地方単独事業の追加、機動的・効率的な実施に格段の配慮を要請しており、併せて、地方単独事業の追加に当たっては、個々の地方団体の財政状況に応じて、地方債の弾力的な運用等、所要の財政措置を行うこととしている。

平成十一年耕地利用率まとまる 十五年ぶり上昇

農林水産省は、平成十一年農作物作付（栽培）延べ面積と耕地利用率を公表した。

全国の耕地利用率は九四・四％と前年より〇・三％上昇し、昭和五十九年以来、十五年ぶりに前年を上回った。

耕地利用率は、耕地面積に対する作付け延べ面積の割合で、耕地面積は前年に比べ〇・八％減少したものの、作付（栽培）延べ面積が田の不作付地の減少等により〇・五％の減少にとどまったため耕地利用率が上昇した。田畑別にみると、田は、九二・三％で前年より〇・九ポイント上がったものの、畑は九七・〇％で、〇・四ポイント低下した。

都道府県別では、耕地利用率が一〇〇％以上だったのは、東京、神奈川県、徳島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島、七都府県。「九五％以上一〇〇％未満」は十道県、「九〇％以上九五％未満」は十一県、「八五％以上九〇％未満」は十四府県、「八五％未満」は五県あった。

耕地面積は、四百八十六万六千鈔で前年より三万九千鈔（〇・八％）減少。作付け延べ面積は四百五十九万四千鈔で、二万二千鈔（〇・五％）減少した。作物別にみると、稲が田の減少により、野菜、果樹、豆類、桑が生産者の高齢化に伴う労働力不足等によりそれぞれ減少した。

一方、麦類、雑穀、飼肥料作物は、水稲からの転換や不作付地への作付等により増加した。